

大阪府消費生活苦情審査会調停事案報告書

平成20年2月29日付け消セ第1841号付託事案

「金銭消費貸借契約を利用する割賦購入あっせんに係る調停事案」

「金銭消費貸借契約を利用する割賦購入あっせんに係る調停事案」報告書

平成 20 年 2 月 29 日に知事より付託された標記案件について、調停を行った結果、申告者、相手方の合意が成立しました。その経過及び結果は以下のとおりです。

第 1 紛争の概要

申告者：20 代女性

相手方：貸金業者（消費者金融）

第 2 案件の概要

- 1 平成 18 年 6 月ころ、申告者（以下「甲」という。）は突然の電話で、株式会社 A（販売会社。以下「A」という。）の担当者 B（以下、「B」という。）から、在宅によるアルバイト（以下「在宅ワーク」という。）の勧誘を受けた。

仕事の内容は、パソコンを使った文章の入力作業であり、甲は一旦断ったが、Bは執拗に、「簡単な研修を終えればすぐに仕事をあっせんできます。」「1 か月 1 万 5 0 0 0 円は確実に保証されるので心配いりません。」「パソコンを触られている方ならどなたでもできる仕事です。」などと言葉巧みに勧誘し続けたため、甲は B の言葉を信用し、「契約します。」と返事をした。

すると、B は、この時点で初めて、前記在宅ワークをするためには研修の受講が必要であり、その費用として 4 5 万 8 0 0 0 円が必要になることを説明したので、甲はそんなお金はないと再度契約を断ったが、B はローンを勧め、「仕事の給料で返済は確実にできるので、支払いに困ることはありません。」「大半の方が主婦の方ですが、1 年～1 年半で繰上げ返済が終わっています。」と勧誘した。

甲はこれに対し、「自分名義で他にもローンを組んでいるので、これ以上のローンは組めないと思います。」と説明したが、B は「当社の紹介するところがあるので大丈夫。」とさらに執拗に説得したため、甲は押し切られて A との間で、契約を交わす旨を回答した。なお、この契約は、A により、ことさらに契約内容を不明確にされていると思われ、教材の販売と研修を受けさせる役務提供等が含まれているようであるが、その詳細は不明と言わざるを得ない。

- 2 その数日後、B から甲に、「相手方（以下「乙」という。）でローンを組むことができます。」と連絡があったが、その際、乙が消費者金融会社であるとの説明は一切なかったため、甲は A の提携クレジット会社かなという程度の認識しかなく、消費者金融会社から借入れをするという認識は全くなかった。

B は、甲に対し、後日、乙から書類が届くことを伝え、届いたら連絡をくれるようにと指示した。

- 3 平成 18 年 7 月半ば頃、乙からの書類が着くと、甲は、その旨を B に連絡し、B に

指示されるままに記載して乙に返送し、50万円の借入を申し込んだ。その際、甲は、乙から、「乙からの電話確認の際には、使用目的については『個人使用』と答えるように。」と指示された。

また、甲と乙との「ADシステムの契約」の契約書面は、同年7月20日前後に甲のもとに郵送され、その後、同年7月26日付で作成されている。

4 その後、乙から契約内容等を確認する電話があり、その際、甲は使用目的については乙の指示通りに「個人使用」と答えたが、これに対して、乙から特に疑問を呈されることもなかった。

5 乙より、平成18年7月31日、「本日昼には乙から入金があるので、入金を確認したらずに連絡して欲しい。」との電話があり、その言葉通り、同日、乙から甲に50万円の送金があった。

甲は、乙に入金があった旨を連絡すると、乙から、「45万8000円をAの口座に入金して、残金は研修期間中の乙への返済に充てるように（研修期間中には収入がないため）」と指示された。

6 その後、甲は、研修を開始したが、乙の勧誘時の説明とは異なり、研修は簡単なものではなく、250問の例文をA4用紙に90ページ分もワープロ入力してから次の研修に進むというものであり、入力した成果物を提出しても、Aからは、間違えた箇所も示されず、添削もないままに、「間違いがある。」とだけ言われて再提出を求められるばかりであった。

甲は、5～6回も再提出をさせられるだけで研修は終了せず、その結果、仕事はさせてもらえないままであった。

7 そのため、甲は疑問を感じて、Aに対して解除を申し出ようと電話したが、電話はずっと話し中で、連絡は取れなかった

8 結果的に、甲は、Aから仕事を紹介してもらえず収入が得られなかったにも拘わらず、乙への債務だけが残ることとなった。

9 甲は、消費生活センターに相談して、平成20年1月9日付で同日、Aに対して、一連の契約行為が不当であること等を書き、契約の解除を求める旨、また、契約をクーリング・オフする旨等を通知する書面を発信し、また乙に対しても支払停止の抗弁書を同じく発信した。

これに対し、乙は、「甲との契約は、単なる二当事者間の金銭消費貸借契約である。」と主張し、「Aとの契約の解除を理由に支払いを拒否することはできない。」として、甲に返済を求めている。乙は当審査会の手続前に甲に対して、残債務のうち、利息制限法に引き直した金額の1割を免除するという和解案を提示したが、甲はこれを拒否し、あくまで残債務全額の不存在を主張しているものである。

10 なお、本件では、甲は知り得なかったが、Aと乙の間には、株式会社C（以下「C」という。）という会社が介在しており、乙はCと業務提携契約をし、CはAと業務提携

契約をしていた(この点について、乙は、当時はCとAとの提携関係を知らず、また、知る必要もなかったので、Cがどのような会社と提携しているか等について一切調査をしなかったと主張している。)

11 A、C、甲、乙との四者の関係において、甲が乙から融資を受けるに至る構造(以下「本件融資システム」という。)は以下のとおりであった。

- (1) Cから乙に対する「融資申込書」がAに渡され、甲が記入した後、当該申込書(ほかに個人情報取扱同意書、消費者の身分証明書も)がAからCに返送される。
- (2) Cから、前記3つの書面がFAXで乙に送付される。
- (3) 乙は前記各書類による与信審査を行う。
- (4) 乙がCへ審査結果(連絡票)をFAXで送信する。
- (5) CがAへ審査結果(連絡票)をFAXで送信する。
- (6) Aから甲へ与信結果が連絡される。その際、Aは連絡票に書かれている乙からの確認の電話の日時を消費者に確認する。消費者がその日時を変更して欲しいと申し出た場合は、Aが変更された日時を記入して、連絡票をA C 乙とFAXで送信する。
- (7) 甲から指定を受けた日時(連絡票にかかっている)に乙が甲に確認の電話をかけ、融資申込の確認および契約内容の説明を行う。
- (8) 前記(7)による融資申込の確認及び契約内容の説明で甲より異議及び問題がない場合に乙が消費者甲の口座に融資金を入金する。

12 なお、乙によれば、平成17年4月1日から平成19年1月22日までは、これと同じ構造の四者契約ではあったが、Cの代わりに有限会社D(以下、「D」という)を介していた。Dの代わりにCを介するようになったのは、平成19年1月23日からであるが、平成19年8月2日以降は、Cからの顧客紹介は受け付けていない。但し、Cに対して契約に基づく補償を請求しなければならないという理由で、乙はCとの契約を解除していないとのことである。

13 前述のとおり、甲は、消費生活センターに相談し、乙に対して、支払停止の抗弁を主張して残債務の全額につき支払いを拒絶したが、乙は、「甲との契約は、単なる二当事者間の金銭消費貸借契約である。」と主張して、甲に残債務の返済を求めた。

最終的に、乙が当審査会の手続前に甲に対して提示した和解案は、残債務のうち、利息制限法に引き直した金額の1割のみを免除するというものであったため、甲はこれを受け入れず、消費生活センターによるあっせんは不調となった。

そのため、本件について大阪府消費生活苦情審査会(以下「審査会」という。)への付託の申し出があった。

審査会は平成20年2月29日、大阪府知事から「金銭消費貸借契約を利用する割賦購入あっせんに関する事案」についての調停を付託された。

第3 当事者の主張（付託時点での主張）

1 甲の主張

本件は、単なる二当事者間の金銭消費貸借ではなく、三者間契約に類似の構造にあるから、割賦販売法30条の4の適用により、乙に対して、Aに対する抗弁をもって対抗できる。

よって、残債権につき全額の支払いを拒絶する。

2 乙の主張

乙は、Aについては一切関知しておらず、甲と乙との間の契約は、単なる二当事者間の金銭消費貸借である。

よって、割賦販売法30条の4の適用はなく、甲に対しては、残債権全額について支払いを求める（但し、利息制限法に引き直した金額の1割のみを免除するという範囲での譲歩は可能である。）

第4 審査会の処理（審議経過及び結果）

1 当事者からの事情聴取（第1回、第2回期日）

審査会は、会長が委員3名（臨時委員を含む）を調停委員として指名し、調停による解決を図ることとした。

平成20年4月9日に第1回期日、同年5月8日に第2回期日を開催し、当事者それぞれから事情聴取を行った。

2 調停案の提示（第3回期日）

甲からの申立書、乙からの答弁書、双方からの提出資料、及び調停期日に行った事情聴取の内容に基づいて検討を加え、「三者間契約の内実を備えており、割賦販売法30条の4の類推が可能であることから、乙は甲に対して、残債権を放棄する。」との調停案を取りまとめ、平成20年7月14日（第3回期日）書面により双方に示したところ、甲は、期日において、調停案に同意した。一方、乙は、期日内に回答を示さず、一旦調停案を持ち帰り、検討した結果、下記のとおり回答した。

（1）当社の融資契約は二者間契約の金銭消費貸借契約であり、三者間契約ではないと認識している。

（2）Aと当社間に契約は存在せず、当社も被害者である。しかしながら、当社の融資金にて結果、被害に遭われている事については、遺憾に思う。

（3）よって、割賦販売法の「抗弁事由の接続」という事ではなく、解決金にての和解をお願いしたい。

（4）解決金にて合意いただければ、当社はその余の残債務の請求を放棄し契約書の返還を行なう。又、個人信用情報機関に対する抹消手続きを速やかに行なう。

3 調停案の結論についての合意（第4回期日）

以上を踏まえて、平成20年8月4日、第4回期日が行われ、双方の意向を聴取した結果、甲は従前通り、調停案に同意した。一方、乙は、「当社として三者間契約を認めたわけではない、という点が本案件の結果報告書に明記されるのであれば、甲も被害者であり、早期解決を図ることが双方にとっての利益であると考えことから、本件については、残債権につき放棄するという、調停案の結論自体には同意する。」旨を述べたため、その内容をもとに、調停書を作成し、双方の事前確認を経た上で、調停書に調印することとなった。

5 調停書の内容

- (1) 乙は甲に対して、平成18年7月31日付け借入限度基本契約書兼個人情報取扱同意書に係る残債権全額を放棄する。
- (2) 乙は甲に対し、速やかに、上記(1)に係る契約書を返還する。
- (3) 乙は甲に係る信用情報について個人情報情報機関に対する抹消手続を速やかに行う。
- (4) この調停によって本件紛争は解決したものとし、本件につき、上記(1)ないし(3)に定めるほか両当事者間には一切の債権債務がないことを相互に確認する。

第5 報告にあたってのコメント

1 Aと甲間の契約の問題点

(1) 業務提供誘引販売取引(特定商取引法第51条)

Aと甲の契約では、甲は、Aの研修(「その提供される役務」)を経てこれを利用し、パソコン入力作業の仕事をするものであった。

よって、これは、販売会社が、自ら提供する役務を使用して仕事をするることによって得られる利益をもって誘引し、特定負担(役務提供または取引料の支払)を伴う役務提供等の取引をさせるものであるから、Aと甲間の契約が、業務提供誘引販売取引にあたることに問題はない。

(2) 取消事由等の存在

特定商取引法上の取消事由

クーリング・オフ(特定商取引法第58条)

業務提供誘引販売においては、交付書面の記載事項として、「商品若しくは提供される役務を利用する業務の提供の条件に関する事項」を記載しなければならないとされており(第55条第2項第5号、省令第45条第2項)、この点に関し、経済産業省の平成18年1月30日付通達は、出来ばえによって報酬を支払わないといった条件がある場合には、その内容を「具体的に表示」することが必要であるとしている。

しかし、本件では、報酬支払の条件として、「業務が当社ADシステム事業部で定める基準に適合していること」(つまり、「業務が同基準に適合していなければ報酬は支払われない」という条件である。)とするが、「ADシステム事業部で定める基準」には裏付けとなる資料がなく、このような表現では「具体的に表示」とは言えない。

また、交付書面の記載事項として、「当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に関する事項」(同項第3号)が必要とされており、この点については、同通達において、「取引料の名義を記載しても、その名義からだけでは性格が明らかではないとき(たとえば「権利金」「リクルート料」等)は、説明を要する。」とされているところ、本件においては、「システム登録料」「研修サポート費」はその名義からでは性格が明らかではないにも関わらず、何の説明もないので、その内容は不明確なままである。

本件では、以上のとおりの書面不備が認められるので、クーリング・オフによる解除が可能である。

不実告知・事実の不告知(特定商取引法第52条第1項)

Bは、甲に対し、「簡単な研修を終えればすぐに仕事をあっせんできます。」「1か月15,000円は確実に保証されるので心配いりません。」「仕事の給料で返済は確実にできるので、支払いに困ることはありません。」「パソコンを触られている方ならどなたでもできる仕事です。」等といった内容を申し向けて、Aとの契約を締結せしめたものであるが、本件の事情からすれば、これらの内容が虚偽であったことは明白である。

よって、Bは、甲に対し、内容虚偽の事実を申し向けてその旨誤信させ、契約を締結せしめたものであるので、「不実告知」に該当し、契約を取消することができる。

消費者契約法上の取消事由

断定的判断の提供

前述のとおり、Bは、「1か月15,000円は確実に保証されるので心配いりません。」と、将来において消費者が受け取るべき金額という、将来における変動が不確実な事項につき、断定的な判断を提供して勧誘し、甲は、それを確実だと誤認して契約したものである。

よって、断定的判断の提供(消費者契約法第4条第1項第2号)があったとして、契約を取り消すことができる。

不実告知、不利益事実の不告知

さらに、不実告知・不利益事実の不告知を検討する余地もある。

民法上の取消事由等

詐欺取消(民法第96条)・公序良俗違反による無効(民法第90条)等を問題とする余地もある。

(3) 本件における契約の解消

甲は、「書面不備」状態下の平成20年1月9日にクーリング・オフ書面を、Aに発信していることから、甲とA間の契約は、クーリング・オフにより解除されているものである。

その他、消費者契約法による取消等については、甲からAに対する意思表示が到達しているか等の問題はあるが、到達していたならば、上記の各事由による取消が認められたものとする。

また、Aによる一連の契約行為に、詐欺をも構成する重大な違法性があったことは明らかである。

2 甲が乙に対して、Aに対する抗弁を対抗できるか

(1) 割賦販売法第30条の4の類推

本件で割賦販売法30条の4が類推適用されるかにつき、その前提としてそもそも割賦購入あっせんにあたるかどうかの問題となること、割賦購入あっせん業者と消費者との間の契約が金銭消費貸借であっても、消費者と割賦購入あっせん業者間の金銭消費貸借契約(信用供与契約)が、「商品等の購入等を条件として」(割賦販売法第2条第3項第2号)なされた場合には、割賦販売法の適用があると規定されている。

そして、「条件として」とは、消費者と販売会社間の契約と、消費者と割賦購入あっせん業者間の金銭消費貸借契約という2つの契約の間に、経済的に「密接な関連性」が認められることをいう趣旨であるとされている。

2つの契約の間に「密接な関連性」があるか

本件では、Aと乙との間には、Cが介在しており、Aと乙の間には、直接の提携関係はない。

しかし、乙はCと業務提携契約をしており、CはAと業務提携契約をしていた。つまり、Aと乙の間には、直接の提携関係はなかったとしても、Cを通じることで、両社は、客観的には事実上の提携関係にあったといえる。

また、実際にも、甲を含めた四者間の契約のシステムにおいては、乙とAの関係は、Cを介して密接なものであった(前述の本件融資システムのとおりである。)たとえば、消費者が、乙からの借入れの意思を持って記入した借入申込書は、A C 乙とFAXで転送されていたのである。

さらに、甲が、Bから聞いたとおりの日時に、乙からの入金があるなど、その連携も非常に密なものであった。

つまり、本件の事情の下においては、Cが介在していても、実質的に乙とAとの間に提携関係があるのと変わりはなく、甲との間において、三者契約としての内実を備えていたといえる。

加えて、甲が乙と金銭消費貸借契約をしたのは、Aとの契約に基づく債務の支払のためであり、甲とA間の契約と、甲と乙間の金銭消費貸借契約は、「目的と手段」という関連にあった。

以上の点からすれば、甲とA間の契約と、甲と乙間の契約という2つの契約の間には、経済的に「密接な関連性」があったといえる。

加盟店契約がない点

割賦販売法第30条の4は「割賦購入あっせん関係販売業者...に対して生じている事由」と定めており、この「割賦購入あっせん関係販売業者」とは同法第30条第2項で「割賦購入あっせん業者と割賦購入あっせんに係る契約を締結した販売業者」と定義されている。つまり、同法第30条2項及び第30条の4では、販売業者と割賦購入あっせん業者との間に、加盟店契約等の何らかの契約関係が存在することを前提としている。

この点、本件では、Aと乙との間に加盟店契約等が無いことが問題となる。

しかしながら、割賦販売法は、消費者と販売会社間の契約と、消費者と割賦購入あっせん業者間契約という2つの契約の経済的関連性が密接であることに着目して消費者の保護を図った法律である。

とするなら、加盟店契約等の有無によって、消費者の割賦購入あっせん業者に対する抗弁対抗の結論に差が出るのは不合理である。また、加盟店契約等の有無に拘泥しすぎると、その潜脱が容易になり、同法第30条の4が骨抜きになってしまう。

よって、法の趣旨からすれば、加盟店契約等がなくとも、2つの契約の間に前記のような「密接な関連性」がある場合には、同法30条の4を類推しても特に問題は無いと考えられる。

小括

したがって、甲は、乙からの残金の請求に対しては、Aに対する抗弁をもって対抗できる（割賦販売法第30条の4類推）。

経済産業省の見解について（参考）

なお、本件では、乙は、「Cを介していたので、Aと消費者との契約については認識していなかった」旨主張している。

この点、経済産業省の見解は、「商品等の購入等を条件として」という要件に関して、「例えば、信用供与者が当該信用供与によって商品等が購入等されることを全く認識していない場合などは、この要件を満たすとは言えないと考えられる。」としているので、乙の主張のとおりであれば、本件ではこの要件が満たされないかのようにもみえる。

しかし、この見解は、信用供与者の全く関知・関与しないところで、顧客が商品購入等の目的で金銭消費貸借の申込みをした場合には、単なる金銭消費貸借であって割賦販売法の適用がない、という当然のことを説明したものに過ぎず、信用供与

者が、商品等の購入等を認識してさえいなければ、それだけで直ちに割賦販売法の適用がないということではない。

つまり、本件のように「信用供与者が、仲介業者を介して、販売業者と関係するような事案」は、前述の例に当たらない。

そうでなければ、信用供与者らは、仲介業者等を介在させることにより、容易に割賦販売法を潜脱できることになるのであるから、このように解すべきことは当然である。

(2) 信義則的側面からの検討

割賦販売法第30条の4の類推が可能であるという結論の妥当性につき信義則的側面からも検討する。

具体的には、(a) 抗弁事由の存在に関する信用供与者の認識ないし認識可能性、(b) 信用供与者と販売業者等との利益共同関係、(c) 取引の実情、の3つの観点から検討する。

本件について前記(a)(b)及び(c)をあてはめた検討

(a) 抗弁事由の存在に関する乙の認識ないし認識可能性

本件においては、乙は、当然の調査義務を尽くしていれば、抗弁事由の存在(Aの業務内容の違法性)について、認識し又は認識し得たにも関わらず、これを怠っていたものであり、本来認識可能性は十分であった。

つまり、本件においては、乙は、CないしD(以下本項においてCらという)と提携するにあたり、Cらについて何らの調査もせず、契約時に、Cらの現在事項全部証明書と印鑑証明書の添付を受けただけであった。

しかし、取引を開始する際には、Cらの業務内容等について一定の調査をしてから取引を開始するのが通常であり、乙は社会通念上当然の調査義務を怠っていたものである。

そして、この調査義務を尽くしていれば(たとえば、Cらに対し、どのような方法で、どのような顧客を集めているのか聞き取りをするなど)、Aの存在やその商法等、本件の抗弁事由の存在について認識しえたはずであった。

この点、乙は、「Cらからは顧客の紹介を受けるだけであるので、Cらの会社概要やどのような方法で顧客を集めるのか等には、全く関心がなく、また、関心を持つ必要もなかった。」と主張する。

しかしそれは、乙が社会通念上当然の調査義務を免れる理由にはならない。特に、実態としては、本件融資システムの中で、Cらは、乙の履行補助的な立場で行動するのであるから、乙には、Cらについて一定の調査をする義務があったことは当然である。

また、本件では、C経由の顧客から、「研修サポート費」という意味の不明瞭な借入目的で、50万円を借り入れるとの内容の申込書が次々と乙に提出されたの

であるから、乙としては、この「研修サポート費」という借入目的に疑問を持ち、Cに事情の聞き取りをすることも十分に可能であった。

さらに、乙が、甲に電話確認した際、甲は使用目的につき、Aの指示通り、「個人使用」と意味の不明瞭な回答をしていた。

この点、確かに、本件の借入れは、使用目的の自由なフリーローンであるから、消費者の使用目的には大きな比重はないかもしれない。しかし、申込書の記載が「研修サポート費」という意味の不明瞭なものであったことに加えて、さらに、電話確認の際の使用目的が「個人使用」という意味の不明瞭なものであったことからすれば、乙としては、この借入に疑問を抱くべきであった。

また、乙の提出した資料によれば、C経由の案件について、平成17年10月4日付、平成17年11月2日付で乙に対して支払停止の抗弁書が提出されている。

さらに、Aにかかる案件についても、乙の主張によれば、平成17年12月15日に最初の抗弁書が届いているとのことである。また、大阪府内の消費生活相談窓口から、平成18年9月14日、同年10月22日、同年12月1日、同月5日、平成19年2月27日に乙に対し、支払停止の抗弁書が送付されていることが確認されている。

よって、乙において、このいずれかの時点ででも、Cに対して通常の調査をしていれば、容易に本件の抗弁事由を認識しえたはずであった。

さらに、Cが顧客の紹介をするのであれば、乙にとっては、Cがどれほどの人数を、どのような方法で集めるかは、本来は相当な関心事であるはずである。

乙は、「消費者との間の二当事者間契約であること」を強調することにより、Aの展開する商法の実態を知り又は薄々気づきながら、故意に目を塞いでいた可能性も否定できない。

(b) 乙とC、Aとの利益共同関係

Aは、消費者を内職商法(業務提供誘引販売)で誘引し、提携先のCを通じて、甲に乙から50万円の借入れをさせ、そのうち金45万8000円を入金させている。

Cは、Aから紹介された顧客を乙に紹介することで、乙から紹介手数料を収受している。また、Aからも何らかの手数料を収受していた可能性が高い。

そして、乙は、Cから顧客の紹介を受けることにより、消費者と28.5%という、利息制限法を超えた高額の利息の金銭消費貸借契約を締結して利益を得ることができる。

つまり、この3社は、甲が、Aの内職商法の被害を受ければ受けるほど、3社ともが利益を得られる関係になっていたといえる。

さらに、本件では、乙は、数社ある仲介業者のうちから、Cと契約した理由に

つき、「条件がよかったから。」(乙によれば、Cは他社に比して紹介手数料が格安であり、かつ、事故発生時はCが乙に対してかなりの額を補償するという契約になっていた。)としており、本件取引実態(四者契約)の中でも、乙は相当なメリットを享受する立場にあったといえる。

(c) 取引の実情について

乙は、「Cから顧客の紹介を受けていただけである。」と主張するが、実際には、本件融資システムの中で、Cは、場面によっては乙の履行補助者的な役割も果たしている。

乙は、Cがいかなる方法で紹介対象となる顧客を獲得して来るのかについて、一切関心を払わず、調査をしようと思わなかったと主張するところ、これはすなわち、Cに顧客の獲得方法について包括的に任せていたということに等しい。そして、Cと提携したAが、詐欺的商法により消費者に損害を与えたことについても、乙が契約獲得のために、包括的に任せた者の行為だということになるから、乙がその責任を引き受けるべき、との考えも成り立つものである。

Aの商法は、その構造上、本件のような与信なくしては事実上成り立たないところ、乙は社会通念上当然の調査を怠り、Aとの事実上の提携を維持することによって、Aの商法を助長していたものである。

小括

以上のことから、本件において、甲が、乙からの残金の請求に対して、Aに対する抗弁をもって対抗できる(割賦販売法第30条の4類推)との結論は、信義則的側面からも妥当である。

(3) 甲が乙からの電話確認に際し、「虚偽の事実」を回答したとされる問題

なお、甲は、本件契約に先立つ乙からの意思確認に際して、Aから「個人使用」という事実と反するような回答をするように指示され、そのとおりに回答していることが問題となる。

しかし、乙に対する融資借入申込書の利用目的欄には「研修サポート費」と記載されており、乙として、特に、事実と反する利用目的の告知を受けているわけではない。その上で、口頭での確認に対して、甲が「個人使用」と回答したことも、また特に事実と反するものではない。

いずれにせよ甲が、Aと共同で乙を騙した、などと評価できる事態ではなく、前記の判断に特に影響を与えるものではない。

(4) まとめ

以上のとおり、割賦販売法第30条の4の類推により、甲は、Aに対する契約解除の抗弁を、乙に対しても対抗することができ、本件の乙からの請求をすべて拒絶できるというべきである。

3 結論

よって、当審査会としては、前記のとおり調停案を提示したものである。

第6 調停の成立に関する補足

- 1 前述のとおり、乙は、本件について、三者間契約に類する実態はないとし、甲との契約は、あくまでも、単なる二当事者間の金銭消費貸借であったことを前提とした上で、「当社として三者間契約を認めたわけではない、という点が報告書に留められるのであれば、早期解決の観点及び甲も被害者であることから、本件については、残債権につき放棄するという、調停案の結論自体には同意する。」旨を述べて、調停案の結論自体には同意し、調停案の理由部分（本報告書の第5に相当する部分）には同意しなかったものである。
- 2 この点、当審査会としては、乙が、調停案の結論自体を受諾するのであれば、調停を成立させない理由はないため、乙からなされた主張については、事実経過として報告書に留められることを乙に説明した上で、調停を成立させた。
- 3 以上の経緯から、乙の主張については、事実経過として本報告書に記載するものであるが、当審査会として提示した調停案の内容については、理由部分も含めてこれを変更するものではない。

「金銭消費貸借契約を利用する割賦購入あっせんに係る調停事案」の処理経緯

開催年月日	会議名	内容
平成 20 年 4 月 9 日	第 1 回調停	・ 申告者事情聴取 ・ 相手方事情聴取
平成 20 年 5 月 8 日	第 2 回調停	・ 申告者事情聴取 ・ 相手方事情聴取
平成 20 年 7 月 14 日	第 3 回調停	・ 調停案の提示
平成 20 年 8 月 4 日	第 4 回調停	・ 調停案の結論についての合意